

鈴鹿市低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

令和5年3月24日から

番号	区分		一件当たりの手数料の金額(単位:円)			
			適合証あり	適合証なし		
				簡易な評価方法	それ以外の評価方法	
①	一戸建ての住宅		5,000 (変更 3,000)			36,800 (変更 18,900)
②	共同住宅等	住戸部分	~5戸	10,100 (変更 6,000)	35,300 (変更 18,600)	74,500 (変更 38,200)
		6~10戸	17,300 (変更 10,400)	51,200 (変更 23,700)	104,800 (変更 54,100)	
		11~25戸	28,900 (変更 17,300)	73,600 (変更 39,600)	147,500 (変更 76,600)	
		26~50戸	48,400 (変更 29,000)	111,100 (変更 60,400)	211,900 (変更 110,800)	
		51~100戸	86,800 (変更 52,000)	168,100 (変更 92,700)	303,800 (変更 160,500)	
		101~200戸	137,400 (変更 82,400)	239,500 (変更 133,500)	411,500 (変更 219,500)	
		201~300戸	173,600 (変更 104,100)	309,500 (変更 172,100)	539,600 (変更 287,100)	
		301戸以上	185,100 (変更 111,100)	352,100 (変更 176,000)	633,600 (変更 335,300)	
③	共用部分	300㎡以内	10,100 (変更 6,000)			117,900 (変更 59,900)
		300㎡を超え 1,000㎡以内	18,400 (変更 11,000)			155,500 (変更 79,500)
		1,000㎡を超え 2,000㎡以内	28,900 (変更 17,300)			194,500 (変更 100,100)
		2,000㎡を超え 5,000㎡以内	86,800 (変更 52,000)			303,000 (変更 160,200)
		5,000㎡を超え 10,000㎡以内	137,400 (変更 82,400)			389,100 (変更 208,300)
		10,000㎡を超え 25,000㎡以内	173,600 (変更 104,100)			465,100 (変更 249,900)
		25,000㎡超え	217,000 (変更 130,200)			541,700 (変更 292,500)
④	非住宅建築物	300㎡以内	10,100 (変更 6,000)	93,800 (変更 47,900)	256,700 (変更 129,400)	
		300㎡を超え 1,000㎡以内	18,400 (変更 11,000)	124,900 (変更 64,300)	321,600 (変更 162,600)	
		1,000㎡を超え 2,000㎡以内	28,900 (変更 17,300)	157,300 (変更 81,500)	415,200 (変更 210,600)	
		2,000㎡を超え 5,000㎡以内	86,800 (変更 52,000)	254,700 (変更 136,000)	592,600 (変更 305,300)	
		5,000㎡を超え 10,000㎡以内	137,400 (変更 82,400)	332,600 (変更 180,000)	730,000 (変更 379,300)	
		10,000㎡を超え 25,000㎡以内	173,600 (変更 104,100)	399,800 (変更 217,200)	862,900 (変更 449,600)	
		25,000㎡超え	217,000 (変更 130,200)	469,000 (変更 256,100)	984,500 (変更 514,900)	

注1 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、共同住宅等の総戸数に応じた②に掲げる金額に共同住宅等の共用部分の床面積に応じた③に掲げる金額を加算した金額とする。

注2 複合建築物（住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該複合建築物の申請対象部分に応じて、①から④までに掲げる金額の合計額とする。

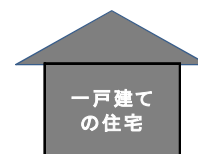
注3 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を申し出る場合（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の手数料の金額は、上記で計算した金額に、建築基準法に係る確認申請手数料と同額を認定申請手数料として加算した金額とする。

認定申請手数料の算定例

□一戸建ての住宅の場合

一戸建ての住宅の手数料

手数料=①

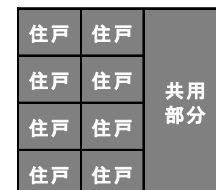


事前審査機関が交付する適合証がある場合	5,000 円
事前審査機関が交付する適合証がない場合	36,800 円

□共同住宅等の場合

各認定手数料を合算した手数料

手数料=②+③



(住戸部分+共用部分)
住戸8戸, 共用部分450㎡の申請の場合
 事前審査機関が交付する適合証がある場合

35,700 円
 (17,300+18,400)

事前審査機関が交付する適合証がない場合

住戸部分を簡易な評価方法	206,700 円	(51,200+155,500)
住戸部分をそれ以外の評価方法	260,300 円	(104,800+155,500)

□複合建築物(住戸部分を含む建築物)の場合

・建築物全体の申請

各認定手数料を合算した手数料

手数料=②+③+④



(住戸部分+共用部分+非住宅建築物)
住戸6戸, 共用部分450㎡, 非住宅部分280㎡の申請の場合
 事前審査機関が交付する適合証がある場合

45,800 円
 (17,300+18,400+10,100)

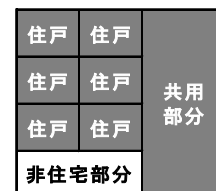
事前審査機関が交付する適合証がない場合

住戸部分・共用部分を簡易な評価方法	300,500 円	(51,200+155,500+93,800)
住戸部分・共用部分をそれ以外の評価方法	517,000 円	(104,800+155,500+256,700)

・複合建築物の住宅部分の申請

住戸部分に係る手数料

手数料=②+③



(住戸部分+共用部分)
住戸6戸, 共用部分450㎡の申請の場合
 事前審査機関が交付する適合証がある場合

35,700 円
 (17,300+18,400)

事前審査機関が交付する適合証がない場合

住戸部分を簡易な評価方法	206,700 円	(51,200+155,500)
住戸部分をそれ以外の評価方法	260,300 円	(104,800+155,500)

・複合建築物の非住宅部分の申請

非住宅部分の手数料

手数料=④



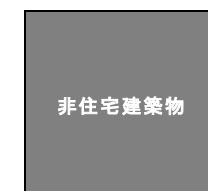
非住宅部分280㎡の申請の場合

事前審査機関が交付する適合証がある場合	10,100 円
事前審査機関が交付する適合証がない場合	
非住宅部分を簡易な評価方法	93,800 円
非住宅部分をそれ以外の評価方法	256,700 円

□非住宅建築物の場合

非住宅建築物の手数料

手数料=④



非住宅建築物2,600㎡の申請の場合

事前審査機関が交付する適合証がある場合	86,800 円
事前審査機関が交付する適合証がない場合	
非住宅部分を簡易な評価方法	254,700 円
非住宅部分をそれ以外の評価方法	592,600 円